

11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.3 こどもみらいクーポン事業（債務負担行為）

こどもたちが多様な体験プログラムを通じて得たクーポンプログラムにより、優れた文化芸術やスポーツに触れ、将来にわたって文化芸術やスポーツに親しむ風土を醸成する。加えて、本市の文化芸術及びスポーツ振興を推進するとともに担い手の育成につなげようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

(1) こどもみらいクーポン事業について

市内の小中学生を対象に、こどもたちが楽しみながら参加できる多様な体験プログラムを提供し、体験等を通じて達成感やモチベーションを高め、文化芸術・スポーツ事業（クーポンプログラム）への参加意欲を駆り立てる事業を実施する。

① 体験プログラム（指定管理者が実施する事業を含む。）

こどもたちが楽しみながら参加できる多様な体験プログラム

例） ・各種スポーツ教室への参加 ・郷土が誇る芸能大会の観覧
・図書館や地区市民センター図書室の利用 ・博物館常設展示の見学

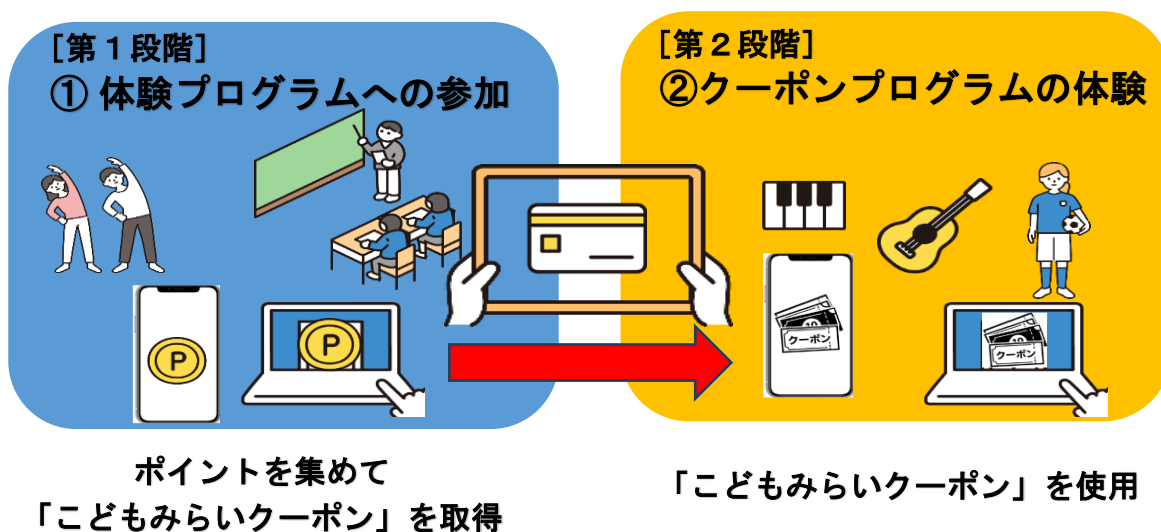
② クーポンプログラム

市（指定管理者を含む。）と本事業に賛同する民間事業者が提供する上質な文化芸術・スポーツ事業の体験

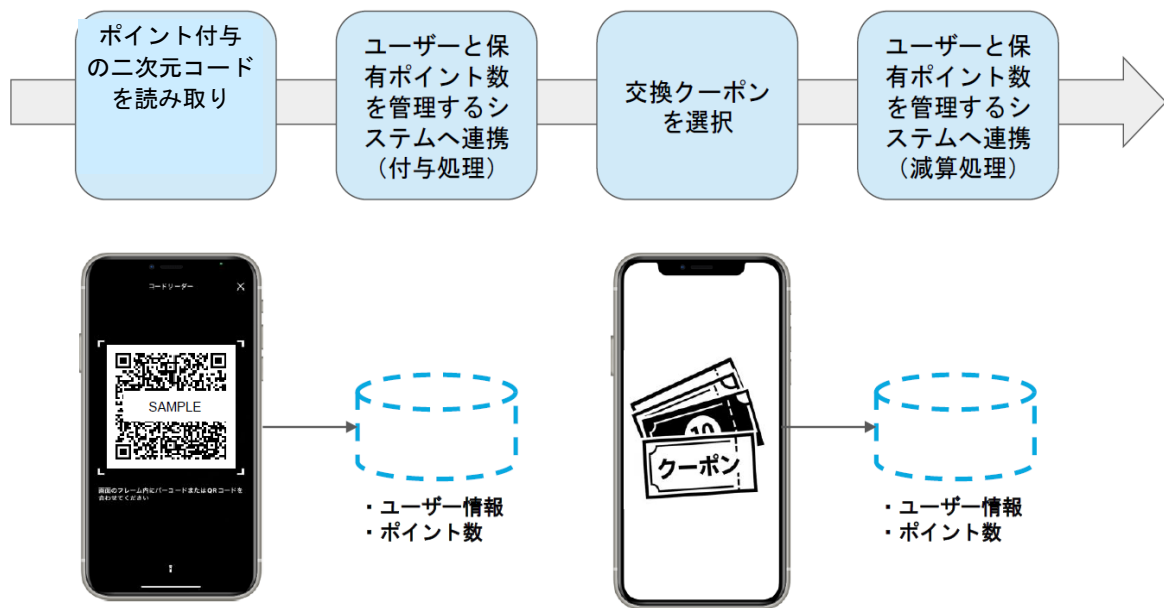
例） ・プロのスポーツ選手やアーティストとの交流（ワンポイントレッスン等）
・優れた芸術鑑賞機会の提供（オーケストラ、バレエ、歌舞伎等）
・文化会館第1ホールでスタインウェイのピアノ演奏体験 など

(2) 事業の実施方法

体験プログラムの参加により付与される「ポイント」を集め、クーポンプログラムに参加するための「こどもみらいクーポン」を取得する。



【ポイント付与とクーポン発行のしくみ】



① 体験プログラム（第１段階）

各体験プログラムに参加し、体験毎に用意されたポイントをシステム内で集める。
また、システムにアクセスするだけで、ポイントを取得できる仕組みを用意するなど、積極的な体験プログラムへの参加が難しいこどもも取り残さないようにする。

② クーポンプログラム（第２段階）

体験プログラムで集めたポイントは、システム内で提示されている「こどもみらいクーポン」と交換できる。このほか、システム内のゲームやカスタマイズに使用することもできる。
(例: デイリーミッションゲーム、ホームメニューのカスタマイズなど)

(3) 債務負担行為の内容

事業の開始に向け、市立小・中学校で貸与されている学習者用タブレット端末等に運用可能な専用システムの導入が必要となる。このため、システム開発及び保守運用、ポイント付与を行うための環境整備等を行う。

令和７年度中に事業者の選定を行う必要があるため、令和７年度から令和８年度までの債務負担行為を計上する。

2. 債務負担行為（追加）

- ・こどもみらいクーポン管理システム等導入経費

限度額 ３５，４００千円

期 間 令和７年度から令和８年度まで

内訳

令和７年度: ０千円

令和８年度: 35,400千円 システムの開発及び保守運用等に係る経費

※R9以降は、システム等保守運用等に係る経費が必要